

## 「まちづくりに関する提案」実施要領

### (趣旨)

- 1 この要領は、軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年輕井沢町条例第13号）第10条の規定により、まちづくりに関する提案（以下「提案」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (提案事項)

- 2 提案は、行政に対する単なる要望や陳情ではなく、まちづくりを担う主体としての立場で自ら実践することを前提としたもの又は軽井沢22世紀風土フォーラム基本会議（以下「基本会議」という。）において協議のうえ承認されたものとする。

### (提案内容)

- 3 提案は、原則として次の各号に掲げる内容について、示すものとする。

- (1) 提案者の氏名、住所、連絡先
- (2) まちづくりの方針・手段・提案（活動）等の名称
- (3) 目的・効果
- (4) 提案の背景・動機
- (5) 内容・実施方法（提案者と行政の協働内容、役割分担）
- (6) 活動計画・スケジュール
- (7) 実施にあたっての問題点・課題

### (提案への対応)

- 4 町長は、必要に応じ、基本会議の意見を受けて町の計画や施策への反映について検討し、基本会議における協議内容等と併せて、町ホームページで公開するとともに、提案者又は基本会議へ回答する。